

中1区201号線ほか1路線舗装改良工事（5-1）の契約解除について

令和5年5月16日に契約を締結した下記工事については、契約締結後、金入り設計書を公表したところ、本市の入札閲覧資料に記載している見積単価の一部に誤りが判明しました。

本工事に係る入札手続きの公正性が確保されていないため、受注者との協議した結果、「広島市建設工事請負契約約款 第45条（発注者の任意解除権）」に基づいて契約解除を行いました。

受注者及び関係者の皆様に多大な御迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

■ 工事件名等

- (1) 工事名 中1区201号線ほか1路線舗装改良工事（5-1）
- (2) 工事場所 中区新天地ほか
- (3) 工期 令和5年5月16日から令和6年1月21日まで
- (4) 請負代金額 44,436,700円

■ その他

このたびの契約解除については、本市の記載誤りによるものであり、本工事の受注者には責任がないことから、受注者名の公表は行っていません。

御理解をお願い致します。